

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3)

令和 7 年 3 月 1 0 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和7年3月10日（月曜日）

◎開会日時 令和7年3月10日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年3月10日 午前11時13分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児君	2番	早川	節夫君
3番	中田	武満君	4番	兒玉	鋼士君
5番	山本	文男君	6番	中嶋	奈良雄君
7番	川村	嘉彦君	8番	甲斐	秀徳君
9番	川村	義幸君	10番	那須	富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊君	副町長	藤本	茂君
教育長	大坪	隆昭君	会計管理者	泉田	浩文君
総務課長	甲斐	武彦君	税務課長	川村	博昭君
企画情報課長	田村	靖君	町民生活課長	黒田	和幸君
健康福祉課長	海野	勝弥君	建設課長	佐藤	文幸君
農林振興課長	松下	文治君	政策推進室長	田常	浩二君
教育課長	鎌田	次郎君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮君
南郷地域課長	田中	幸生君	北郷地域課長	長田	孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会
議事日程（第 3）

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時開議

日程第1	議案 第9号	工事請負契約の変更について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第2	議案 第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例
日程第3	議案 第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 <u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>
日程第4	議案 第18号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第5	議案 第21号	令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号） <u>質疑、討論、採決</u>
日程第6	議案 第22号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 4 号）
日程第7	議案 第23号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第8	議案 第24号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第9	議案 第25号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正 予算（第 3 号）
日程第10	議案 第26号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第 4 号）
日程第11	議案 第27号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） <u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>
日程第12	議案 第4号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案 第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第14	議案 第6号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第15	議案 第7号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第16	議案 第8号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第17	議案 第12号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案 第13号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第19	議案 第14号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第20	議案 第15号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
日程第21	議案 第16号	美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例
日程第22	議案 第17号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第23	議案 第19号	美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
日程第24	議案 第20号	美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
日程第25	議案 第28号	令和 7 年度美郷町一般会計予算
日程第26	議案 第29号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	議案 第30号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第28	議案 第31号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第29	議案 第32号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第30	議案 第33号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第31	議案 第34号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案 第35号	令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

総 括 質 疑

予算等審査特別委員会設置

特 別 委 員 の 選 任

委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会
議事日程（第 3 の追加 1）

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時開議

追加日程第1 議案 第36号 工事請負契約の締結について
提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1 議案第 9 号 工事請負契約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 1 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 3 議案第 1 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
お諮りします。

議案第 1 0 号から議案第 1 1 号までの 2 件を一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号から議案第11号までの2件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、2件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第11号までの2件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

2点伺います。

説明資料の7ページのスカイロジックのブロワーと下の緊急支援原料材料費について伺います。

まず、ブロワーのことです。充電式で結構な値段がついています。管理する方が使うと思いますが、私も市木地蔵の清掃などでこの頃ブロワーを使うようになって、その能力には驚いているところです。作業する方も清掃時間が大幅に短縮されると思います。今、ブロワーもエンジン付きもあっていろいろあります。この充電式74,000円のブロワーにたどり着いた理由をお伺いします。

それと災害復旧の緊急支援原材料費のことです。この工事をすることによって、昨年に出された請願、鳥の巣の水田農業の用水対策を実施することで、今年の水稲作付ができるようになるということでしょうか。お伺いします。

【北郷地域課長 長田 孝規】

議長。

【議長 那須 富重】

北郷地域課長。

【北郷地域課長 長田 孝規】

今回の選定した機種につきましては、コンパクトなサイズで取り回しがよいというところです。ロジのデッキ、また屋根雨どいの落ち葉の吹き払いにエンジンブロワーだとかなり重量があって大変というところもあり、この軽量タイプの充電式のブロワーに選定したところであります。以上です。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

先ほどの農地農業施設災害復旧事業の緊急支援原材料費についてです。これは、鳥の巣地区の用水路のための原材料支給であります。

現在、工事契約をしています。完成の用途がちょっと厳しいということで、地元の用水路組合との協議調整によって、現在、3本のポリパイプが仮設してあります。あと1本仮設をしないと、水の供給が少し厳しいということでもあります。30メートルを10本追加して、現地は4本のパイプになる予定です。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

ブロワーの件ですが、こうしたものを購入するときは、予算を上げるときは、管理者が希望する物と地域課でいろいろ機種をめぐってやり取りをしますか。そのこともお聞かせください。

鳥の巣の件です。この原材料費用を支援することで、水稻作付は全部クリアできるのでしょいか。

【北郷地域課長 長田 孝規】

議長。

【議長 那須 富重】

長田北郷地域課長。

【北郷地域課長 長田 孝規】

その他いろいろな作業関係もありますが、備品購入の際には指定管理者と協議を行った上、必要であるかという判断を行います。

今回の機種選定、備品購入に当たりましては作業効率、維持管理の向上が図られるということで、町として備品を整備する必要があると判断したところであります。以上です。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

地元の用水路組合との協議で、ハウスと早期水稻の作付、供給はできるという調整をしております。以上です。

【5番 山本 文男】

はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

6ページの繰越明許費の一番上の社会福祉でございます。住民税非課税世帯に臨時給付金3,757万4,000円が繰越しになっております。これはどういうことでこうなったのか、説明をお願いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

黒田町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

この繰越しにつきましては、12月の国の補正予算で予算がついたものでござい

ます。

うちの予算としましては、先に専決予算で2月に予算措置をした経緯がございます。それを3月までに執行はなかなか難しいという部分がございます、繰越しという手続を取らせていただいたところでございます。以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

分かりました。この住民税非課税世帯に国から給付していただくということで、3月末までには執行できなかったという内容は分かりました。皆さん困っているの、なるべく早く支給してあげたらいいかなと思ったところでございます。

それともう一点、補正予算の中で関連です。

今年、委託料が補正予算の中で結構、減になっています。全部合わせますと7,427万8,000円ほど減になっております。ケーブルテレビや電算システムが多いような。ケーブルテレビは工事費でございます。電算システムが1番多くなっているようです。これは職員の皆様方が努力して委託料を減らしていただいたのか、それとも当初の見込みがちょっと多かったのか、分かる人がいれば。全般的にあまりにも委託料が多く減っているので、説明ができればよろしくお願いします。

【企画情報課長 田村 靖】

議長。

【議長 那須 富重】

田村企画情報課長。

【企画情報課長 田村 靖】

電算の委託料について、御説明申し上げます。

電算の改修委託料につきましては、毎年、発生します。予算編成の段階では、業者もまだ国の主要書がしっかりと出てない段階で見積りをします。幾分、多めに積算をする傾向がございます。執行する段階では、きちんと見積りを取って設計書を作り、場合によっては入札ということになります。その関係で比較的大きな額が執行残として残ってしまうということでございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

それでも、7千何百万円は多いなという気もしました。これがもし職員の努力で

委託料を減らしいるのならうれしいことだなと思ったところであります。また今、課長が説明されたとおり、そのくらいの余計な予算は組んでおかないと、なかなか足りなくなっただろうがないところもあるのかなと思いました。

しかし、少しちょっと全体的に見たときに大きいかなと思いました。合計7,400万円近くありますので、今後はなるべく修正していただくといいのかなと思いましたので、質問いたしました。以上、終わります。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第4号)

日程第 7 議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第 8 議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算(第2号)

日程第 9 議案第25号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第10 議案第26号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算(第4号)

日程第11 議案第27号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算(第3号)

お諮りいたします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、6件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから6件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括してこれから討論を行います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、6件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから6件を一括して討論を行います

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 25 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 26 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 27 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおりする決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 14 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 15 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 16 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 17 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 18 議案第 13 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 19 議案第 14 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 20 議案第 15 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例

日程第 21 議案第 16 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

日程第 22 議案第 17 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例

日程第 23 議案第 19 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

日程第 2 4	議案第 2 0 号	美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
日程第 2 5	議案第 2 8 号	令和 7 年度美郷町一般会計予算
日程第 2 6	議案第 2 9 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 2 7	議案第 3 0 号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 1 号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 2 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 3 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 1	議案第 3 4 号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 2	議案第 3 5 号	令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 1 2 号から議案第 1 7 号、議案第 1 9 号、議案第 2 0 号、議案第 2 8 号から議案第 3 5 号までの 2 1 件を一括議題とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、2 1 件は、町長に対する総括質疑とします。

これから町長に対する総括質疑を行います。

通告順に質疑を行います。

通告順に質疑を許します。

まず最初に、山本 文雄 議員の質疑を許します。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

2 問をお伺いします。

まず 1 問目は、下水道管についてお伺いします。

全国で道路の陥没事故が相次いでおり、県内幾つかの自治体が点検を行っているようです。本町での下水道管の点検の予定についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

下水道管の点検等々についてという話でございます。国は埼玉県八潮市の事故を

受けまして、晴天時1日最大処理量30万m³以上の大規模な下水道処理場に接続する口径2,000mm、2m以上の下水道管路について緊急点検を実施するように要請がされました。

本町はそのような大規模な施設はなく、農業集落排水施設であり、最大口径200mm、20cmの施設であります。

本町の施設について、国の指示による点検の義務はありませんが、農林水産省の所管事業である農業集落排水施設についても、排水管路の腐食や破損等による陥没事案の報告・調査があり、本町においての陥没事案はない旨を報告したところであります。

本町におきましても、この事故により管路上の路面点検を実施しました。異常はないことを確認しており、最大口径200mmでありますので、管路が損傷したことによる大規模な事故等はないものと予想されるところであります。

さらに、マンホールポンプ槽、中継ポンプ箇所については毎月、点検を実施しております。

農業集落排水施設が6施設あります。管路総延長が47.5kmと延長距離が長いので、全てを点検するとなるとその点検内容次第によっては莫大な費用が必要となるため、内容を精査した上で計画的に取り組む必要があると考えているところではあります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

今後とも注意を怠らないようにしていただきたいと思います。

続きまして、来年度からの町の診療体制についてお伺いします。

派遣医師が1名減ることによって、そのしわ寄せは北郷診療所に出ているようです。診療体制の内容を見ると、南郷診療所に比べてかなりの格差があるように思います。北郷の住民の方にも伺いましたが、皆さん、驚いておられるようです。

今現在、西郷病院に通院されていた高齢の方が、免許証を返納して、また北郷診療所に戻ってこられることも若干増えていると聞いております。

北郷診療所は金曜日が休診となるようです。その金曜日に診療はできないものか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員皆さんと福祉保健部に行って医師の確保ということで再三、お願いしてきたところであります。

また、自分1人のときに時間があれば部長に会って「どうかお願いします」という要望等を行ってきましたが、5名から1名減になったということで本当に残念な話であります。

この人数で、現在の美郷町の医療提供体制を維持していくために検討した結果が、今回お示しした診療体制であります。

北郷診療所については、金曜日が休診となり御不便をおかけすることとなります。これまで金曜日に定期受診をされていた患者様には、月曜日から木曜日に受診日を振り替えていただくことで対応をさせていただきます。

また火曜日については、これまで南郷診療所に派遣いただいていた古賀総合病院の内科医師を北郷診療所に派遣いただくということで調整をさせていただきました。

金曜日の診療支援については、相手方との調整を行う中でのこのような配置となったことを御理解をいただきたいと思いますところであります。

なお、北郷診療所と南郷診療所は同じ診療所ではあるものの、その成り立ちや経緯には違いがございます。北郷診療所は1名による診療所として主に定期健診や慢性疾患の外来患者を診察する体制でございました。

一方で、南郷診療所は入院や救急機能を有した有床の診療所であったことから、現在でも複数の医師が診察をする環境を有しております。

それぞれの診療所の成り立ちも含め、それぞれの診療所が有する役割と機能に違いがあることから、診療体制や診療支援を受け入れる体制も違っていることを御理解いただきたいと思いますと考えております。

先月の区長会で、前区長に美郷町の医療提供体制という御説明をさせていただきました。そのとき、1人の区長さんから「何で5名から4名になったのか」という質問だけでありました。北郷診療所の診療日については、意見が出なかったという認識をしております。いずれにせよ今後とも皆さんと共に、この5人から4人になったことは非常に医療提供体制に影響を与えていることを鑑みても、積極的に要望活動をしていきたいと考えております。

5名が4名、4名が3名、3名が2名となったときに、本町の医療体制はどうなるのかということも想定しながらやっていく必要があると考えております。

定着医を5名抱えられるかという話になると、とてもではないけど難しいということであります。皆様方の知恵を借りながら要望活動を展開しながら、10年後の医療提供体制は盤石なものにしたいという気持ちを持って、1国保病院、2つの診療所体制をしっかりと構築していく、維持していくのが私たちの務めかなと思うところであります。以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

南郷と北郷の診療所の格差については、やはり疑問が残ります。南郷診療所の医師が終日勤務されていて、北郷は午前中だけと。

そして診療支援ですが、徐々に格差が出てきているように感じます。実際、診療支援も南郷が増えていると思います。来年度は古賀内科が入ってくるようですが、南郷診療所にこんなに診療支援が多いのか、理由をお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

診療支援の中身までは詳細には承知しておりません。北郷診療所に何があって何がないのか、また逆に南郷診療所に何があって何がないのかという中で格差という話だと思っております。

その流れの中で、そういう診療体制をつくったということでございます。その格差という部分が、非常に問題だということだと思っております。

その中身については、医療局長が分かれば、その格差というか、どういうものがあるのかと説明していただきたいと思います。

格差というと非常に言葉尻といいますか、非常に難しい部分があります。格差をなくすようにどうするかという話であります。先に言いましたように、今後の体制として、みんなで頑張るしかない。そういう先生を定着医として探し、また県に、その医療体制の充実について要望していく必要があると考えております。

格差というか、その部分をなくすような努力をしていく必要があると思っております。議員の皆様、そして町民の皆様の御理解をいただきたいと思いますところであり、その中身について分かれば、説明をさせていただきます。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

田原地域包括医療事務局長。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

現在の診療支援の内容について、少し御説明いたします。実際支援をいただいている医療機関につきましては、古賀総合病院、それから、宮崎市の慶明会記念病院、そして日向市の千代田病院、この3つの医療機関になります。

令和2年度の医療提供体制の変更の際に、それぞれ診療支援が始まったということです。南郷診療所の診療支援が増えたという実績は、実際としてはないということです。令和2年度から引き続き、同じ体制の支援をいただいている、変わりはないかと思っております。

こちらの3つの病院については、社会医療法人という資格を有した医療機関でございます。社会医療法人の要件の中に、僻地の診療所の支援を行うということが盛

り込まれております。その要件の中で、診療所の支援をいただくということでスタートした体制でございます。

今回は古賀総合病院の内科を北郷に振り替えていただくことで調整をさせていただいたようなことでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

令和2年度から診療支援の体制は変わっていないということでした。金曜日の皮膚科、古賀皮膚科と千代田皮膚科もそのときからあったのでしょうか。それをお伺いします。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療事務局長。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

御指摘の診療科目については、年度ごとに若干の変更をさせていただいており、皮膚科については令和7年度、新たに科目として加わるという形にはなりません。

ですが、社会医療法人から診療所に支援をいただく日数が年間53日と、固定されて決まっております。その53日の中で診療科目を年度ごとに見直しておりますので、このような形になったということでございます。

【議長 那須 富重】

それでは2番目に、2番の早川 節夫 議員の質疑を許します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

令和7年度施政方針の冒頭に、町長は、「美郷町は私たち町民にとっても、また地域を離れている方々にとっても、ここが故郷です。私は過疎の半世紀を頑張り抜いた地域が、やがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じている」と述べ

ておられます。

果たしてそうなのかなと思っております。現在、美郷町は人口減少の真ただ中です。この現象はなかなか歯止めがきくものではありません。こんな中で、町はいろいろな政策を講じ、対応しようと努めておられます。

例えば、空き家を利用した移住定住であり、承継事業もその1つかなと思っております。他にもたくさんの補助や助成を行いながら、頑張っておられます。

しかし、それだけでは新しい夜明けは来ないのかなと思っております。先ほど、見送りとなりました旧田代小学校を利用した栗加工場の事業は、今の美郷町には本当に必要なものではなかったのかなと思っているところです。この事業は、令和元年から計画され、一度、廃案になり、それから3年、4年、担当課の方々は指摘事項を見直し改善し臨んだだけに、廃案は残念ではなかったのかなと思っているところです。私も残念でなりません。

また、町長をはじめ担当職員の皆さんにお願いがございます。

これから先もこうした大きい事業を計画し、魅力のある職場をつくっていくことが美郷町には必要であると考えます。働ける場を少しでも多くつくり、地域を離れていく若者を減らし、一度、美郷を離れた方々がまた戻ってきたい、また人が多く集まる、町外から多くの人が集まるまちづくりをすることが今求められていると思います。

町長はどう思われておりますか。考えまたは思いを伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

施政方針に、議員がおっしゃるように過疎の半世紀を頑張り抜いたと出しております。これは私の信じるところ、何かがないとやっていけないと。やはりそういう世の中が来てほしいという1つの願望の表れであります。何かにすがりたいという気持ちの中で、こういう表現を使わせていただきました。

議員がおっしゃるように、いろいろな形でよく諸葛孔明の「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」と。結局このことだと思います。

今後いろいろな形で、やはり全ての町、美郷町をそういう町にしていくがためには、やはり一步一步を踏み出していくと。それも力強くやっていく必要があるかなと思っております。

今後いろいろな計画をしたときに、議員さん、そしてまた町民の皆様にしっかりと丁寧に説明をしながらやっていくとことだと思っています。そのことが起爆剤となり、若者のUターンや事業承継になって町の活性化につながるものだと思っています。

先だっの拠点施設づくり事業ですが、これもそういう意味の一つであります。

今後どうなるか私自身は未定です。先々において、いろいろな環境が変われば、町長含めて環境が変わっていけば、また新たな考え方の中で美郷町をという部分が出てくるかもしれません。その時その時の立場に応じて皆さんとともに頑張っているだければいいかなと思うところであります。

ただ、大切なのはしっかりと意見交換する中で、是々非々ですが、感覚として、手を引っ張る時代じゃなかろうかと思うところであります。以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

前回の件があったことによって、担当課職員の皆さんが足踏みをするのではないかと心配もございましたので、質問させていただきました。ぜひどんどん、いいものはいいと取り組んでいただきたいなと思っております。以上です。

【議長 那須 富重】

これで早川議員の質問を終わります。

次に、8番、甲斐 秀典 議員の質疑を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

2問ほど質問したいと思います。

まず最初に、町長の施政方針の農林業の振興についてであります。

現在の林業は、機械化も進み伐採・搬出も早く、また様々な問題も多くあると思います。伐採後の再造林であります。知事を筆頭に日本一を目指して伐採後の再造林を目指しております。実際はどのような現状なのか、林業従事者が今の段階では不足がないのかをお伺いしたいと思います。

その後、地ごしらえ作業班が1本1本手で植えていかなければなりません。人手を要します。まずその杉の苗の供給は間に合っているのかも伺います。

続きまして、親の代に植えた杉を子供が伐採するとなると、地権者の名義が変わっていないと伐採業者から聞きます。子供の世代の登記はスムーズに行われているのかをお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員から再造林と苗、それと登記関係という3つの質問がありました。

最初の再造林ですが、ウッドショックを背景に全国的に令和2年から3年にかけて、国産材の需要が高まり皆伐箇所、面積とも大きく増加をしております。美郷町でも同様の状況が見られております。

伐採後の再造林は、ほとんどを耳川広域森林組合が行っております。ここ1、2年の間は、伐採面積がかなり増加しております。昨年から造林が間に合っていない状況のようでございます。これはウッドショックによる材価高騰により町外の素材生産業者が多く参入し、皆伐面積が増加したことが大きな要因と考えられます。

耳川広域森林組合としましては、造林・植栽年度の調整を行う対策を講じているとのことです。また、作業員確保の対策も積極的に行っております。ウッドショックも落ち着きを取り戻した令和5年あたりから、伐採届の件数、面積も下降気味であります。今年度は、皆伐面積と再造林面積は同等の数値になるのではないかと推測をしております。

杉苗につきましては、宮崎県内の生産者が増加したこと、また、省力低コスト造林の導入により、これまで1ha当たりの植栽本数2,500本が2,000本以下となったために苗木の供給には問題なく対応できております。

登記関係であります。農地及び山林につきましては、農地法及び森林法によりその土地の所有者となった場合、農地は農業委員会へ、山林は市町村長へ届けるよう規定されております。年間の受付件数は、多くありません。所有権移転登記は完了しているものの、同法の認識不足、また周知不足で未届けとなっていることも考えられます。農林振興課では、その実態を把握することはできておりません。

また、令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されましたが、どれほどの相続登記がなされているかは把握しておりません。相続登記には申請や準備に手間がかかり、また過去数世代に遡るとなると手続が大変複雑になります。義務化になったとはいえ、相続登記はスムーズに行われていない現状だと推測をしております。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

林業は当町にとっても大変な仕事ですので、頑張っていただきたいと思います。苗も2,500本が2,000本ぐらいになり、ある程度間に合っていると思います。

登記も今後、スムーズに行われるよう御指導をお願いしたいと思っています。

杉の苗は従来の苗が多いのか、ポット苗が多いのか、比率的にはどうなのか。1点だけ伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこは課長に答弁させてもよろしいでしょうか。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

杉苗については、コンテナ苗と普通の苗があり、比率については把握はしておりません。

ただ、昨年１２月２６日に行われました令和６年度宮崎県林業用種苗需給連絡協議会の生産者の方から、「近年はコンテナ苗の割合が増えている。本県は昔から路地苗などを作ってきた経緯があり、コンテナ苗は増えているが伸び率は低迷」という意見をいただいているようでございます。

苗自体はコンテナ苗も今、どんどん生産されています。どうしても現場内での作業で重いということがあり、まだなかなか普及には至っていないということです。

ただ、苗の改良も進んでいますので、今後はコンテナ苗が主流になってくるのではないかなと考えているところでございます。以上でございます。

【８番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

８番、甲斐 秀徳 議員。

【８番 甲斐 秀徳】

町には、県林業センターもあります。そのことを踏まえてコミュニケーションをよくしていただいて、生産性を上げていただければ非常にありがたいと思っております。

続きまして、一般会計について質問したいと思います。

総務課財政担当をはじめ各課の担当者の皆さんの成果もあり、総括収入を見ても、昨年より４億４，７００万円ほど減額予算を組んでおります。地方交付税は１億１，４００万円ほど伸びております。

一方、国庫支出金、県支出金を合わせて６億８，２００万円の減額となっております。ほとんどは災害関係だろうとは思いますが、この理由について、説明をお願いしたいと思います。

続きまして、町内の固定資産税が昨年に比べると２，２００万円程度減額となっています。九電関係であろうと思いますが、その減額となった理由を教えてください。

それから総括支出では、災害復旧費が８億５，７００万円ほど大幅減となっております。

ります。今も災害の入札が行われておりますが、災害復旧工事が大部分が終了したと理解してよろしいか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の一般会計の歳入額が4億4,780万円減額をしているがという話であります。

国庫支出金及び県支出金の減額の理由につきましては、災害復旧費の減額に伴うもので、災害復旧費国庫負担金が4億2,859万5,000円の減額、災害復旧費県補助金が4億694万円の減額となったことが主な要因であります。

当初予算には現時点で見込まれる金額を計上しております。今後の事業の進捗や国・県の予算措置などの状況も踏まえながら、また補正予算等において適切に対応していくつもりでございます。

固定資産が減っているという話であります。固定資産税2,255万8,000円の減額となった主な理由につきましては、電力会社2社の税額減少を見込んだことによるものです。

電力会社におきましては、1つが令和4年度に大規模ケーブル幹線、日向幹線があります。それを整備され、多くの償却資産を取得したことに伴いまして、令和5年度の固定資産税額は令和4年度対比で約1億5,000万円、約141%の大幅な増となりましたが、令和6年度の固定資産税額は令和5年度対比で約2,300万円の減となる見込みであります。

なお、令和5年度決算額における電力会社の固定資産税額は町税の58%、固定資産税にあっては約74%を占めているということでありまして。

これは大規模償却資産で、年々減っていくということでありまして。また令和8年度も償却され、固定資産税は減ると単純に考えてもいいのかなと思うところであります。

今度は、害復旧費が大幅に減になっており、終了したと理解していいかということについてであります。

先月末現在で令和3年災害、令和4年災害、231か所のうち198か所、令和5年災害93か所のうち50か所、令和6年災害107か所のうち4か所の災害復旧工事の完成のが見込まれております。

そのため令和7年度の当初予算で計上している過年発生分の災害事業費が令和6年度の当初予算と比較すると低くなっております。

また、令和6年度の予算ですが、災害復旧費を繰り越しております。

その繰越明許費が、26億8,000万円ぐらいです。そのうち災害が22億円ぐらいです。終わったということではなく、できない部分を明許繰越で繰越し、今度の分は今度の分という中でやっているということです。この災害復旧に関しては町民の皆さんに不便をかけかけないように、一日でも早い復興・復旧をやっていきたいと思っておりますので、御協力方をお願いしたいと思っております。以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳 議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

当初の地方交付税と特別交付税が、増額の可能性もあり得るということで、それは、1つの一般会計に組み込み使用していくんだろうと思います。それはある程度、あるというような話だったので、それでいいと思います。

それからもう1つ、今年の災害復旧費が減額になりました。他の農林業費それから土木費、商工費が増額になっており、昨年と比べれば非常にいいことではないかなと思っております。

また、教育費が若干、減ってるというところが気になるところであります。去年同様に災害がまだ終わってないところもありますので、しっかりやっていただきたいなと思っております。以上で、質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで、甲斐秀典議員の質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第8号、議案第12号から議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第28号から議案第35号までの21件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和7年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

議案第4号から議案第8号、議案第12号から議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第28号から議案第35号までの21件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和7年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおりこれに付託の上、審議することに決定しました。

1時間たちましたが、大丈夫ですか。

では取りあえず、10分間の休憩とします。

おそろい次第、再開いたします。

(休憩：午前11時03分から10分間)

(再開：午前 11 時 09 分)

【議長 那須 富重】

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和 7 年度予算等審査特別委員会の正・副委員長については、申合せ事項及び議会運営委員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員会委員長 山本 文男議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

お諮りします。

ここでお手元に配付しておりますとおり、議案第 36 号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第 3 の追加 1 として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号の 1 件を追加議事日程第 3 の追加 1 として議題するとすることに決定しました。

追加日程を議題とします。

追加日程第 1 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第 36 号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和 6 年度 4 年災公共土木施設災害復旧事業第 123 号 (2 工区ー 2

号) 2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事であります。

去る3月4日、県内Aクラスの6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 三郎建設 代表取締役 黒本文也と1億1,000万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、崩壊したと路側部の安定を図るため、軽量盛土工、舗装工を施工し復旧することとしております。

以上、今回、発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月18日までは委員会審査となります。

明日3月11日は午前9時半からの会議となりますので、時間をお間違えないようをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時13分)